

2 天災事変その他甲がやむを得ないと認めたとき、又は甲の都合により納入日が遅れたときは、遅延賠償金は徴収しないものとする。

(事情変更)

第6条 甲は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約期間中に賃金、物価等の激変その他予期し得ない特別な理由により、契約単価が著しく不相当であると認められるようになった場合は、甲は、乙と協議して契約単価を変更することができる。

(解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が特に納入期日の延期を許可した場合を除き、乙が、期日内に納入しないとき。

(2) 甲が行う検査に際して、乙、乙の代理人、若しくは使用人等が係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正な行為があると認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) その他、乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合において、乙は、甲に損害の補償を求めるとはできない。

(費用の負担)

第8条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(債権債務の譲渡)

第9条 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市加治屋町20番17号
鹿児島市
鹿児島市病院事業管理者
鹿児島市立病院長 上津原 甲一

乙 鹿児島市〇〇町〇番〇号
株式会社 〇〇石油
代表取締役 〇〇〇〇〇〇



契約書の記載事項を書き間違えたときは、訂正する文字を二重線で消し(訂正印は不要)、正しく書き直して下さい。消しゴム・修正液・修正テープ等は使用不可。